



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)  
8月29日  
第644号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 訓 令	
※滋賀県職員名前札の着用に関する規程の一部改正 (人事課)	1
○ 告 示	
道路区域の変更 (道路保全課)	2
○ 公 告	
指定管理者公募公告 (子ども若者政策・私学振興課)	2
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	3
令和7年度前期技能検定3級早期合格者公告 (労働雇用政策課)	4
公共測量実施公告 (用地事業支援課)	7
落札者決定の公告 (市町振興課)	7
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出 (湖東)	7
○ 教育委員会教育長訓令	
※滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の名前札の着用に関する規程の一部改正 (教育総務課)	8
※滋賀県県立学校職員の名前札の着用に関する規程の一部改正 (教職員課)	8
○ 人事委員会訓令	
※滋賀県人事委員会事務局事務職員名前札の着用に関する規程の一部改正	8
○ 監査委員訓令	
※滋賀県監査委員事務局職員名前札の着用に関する規程の一部改正	9
○ 議 会 訓 令	
※滋賀県議会事務局職員名前札の着用に関する規程の一部改正	9
○ 企 業 庁 規 程	
※滋賀県企業庁職員名前札の着用に関する規程の一部改正	9
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁職員の名前札の着用に関する規程の一部改正	9
○ 雑 報	
一般競争入札の公告	10
○ 正 誤	
※令和7年6月27日付け第626号滋賀県公安委員会規則第16号中	11

## 訓 令

### 滋賀県訓令第18号

滋賀県職員名前札の着用に関する規程 (昭和52年滋賀県訓令第1号) の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条中「氏名」の右に「または氏」を加え、「県民」を「、県民」に、「人間関係の改善、育成に役立てるため」を「円滑な意思疎通に資することを目的として」に改める。

別記様式中「氏名」の右に「または氏」を加える。

## 付 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

## 告 示

## 滋賀県告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年8月29日から令和7年9月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	栗東信楽線	栗東市六地藏字梅木348番1地先から	変更後	最小 20.1m } 最大 32.9m	193.4m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		栗東市六地藏字東浦278番1地先まで	変更前	最小 19.9m } 最大 25.2m	193.4m	

## 公 告

## 指定管理者公募公告

滋賀県立びわ湖こどもの国について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立びわ湖こどもの国(以下「こどもの国」という。)
- (2) 所在地 高島市安曇川町北船木2981
- (3) 施設の設置の目的 次代を担う児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第8号)第2条各号に掲げるこどもの国が行う業務
- (2) こどもの国の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

## 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がこどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がこどもの国の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法 令和7年8月29日(金)から令和7年10月9日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和7年10月9日(木)午後5時15分必着とする。

(2) 受付場所 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課総務・青少年係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3550

6 募集要項の配布

(1) 配布期間 令和7年8月29日(金)から令和7年10月9日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和7年9月11日(木)にこどもの国において現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

-----  
**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 草津商業開発ビル 草津市渋川一丁目1番50号

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社木の家専門店谷口工務店 蒲生郡竜王町山之上3433番 代表取締役 谷口弘和ほか6者

(2) 変更後 株式会社近鉄百貨店 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 代表取締役社長執行役員 梶間隆弘ほか5者

3 変更年月日 令和6年11月7日

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店のため

5 届出年月日 令和7年8月12日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和7年8月29日から令和8年1月5日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年1月5日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

-----  
**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 レイクサイドガーデン 大津市萱野浦3304-19ほか10筆

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 和歌山県和歌山市中之島1518番地中之島801ビル5階 代表取締役 山田茂

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ゾーンプラス 大津市瀬田三丁目1番5号 代表取締役 橋本広宣ほか5者

## (2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 ヤマイチ  
エステート株式会社 和歌山県和歌山市中之島1518番地中之島801ビル5階 代表取締役 山田茂

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社アルペン 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 代表取締役 水野敦之ほか4者

3 変更年月日 アについては令和7年7月1日、イについては令和7年7月31日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の商号の変更のため、イについては大規模小売店舗にお  
いて小売業を行う者の退店のため

5 届出年月日 令和7年8月8日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和7年8月29日から令和8年1月5日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年1月5日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

-----  
令和7年度前期技能検定3級早期合格者公告

令和7年度前期技能検定3級早期の合格者は、次のとおりである。

令和7年8月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 3級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
園芸装飾	室内園芸装飾	A 甲0001	25-3-103-25-0001
造園	造園工事	A 甲0002	25-3-062-25-0001
		A 甲0008	25-3-062-25-0002
		A 甲0009	25-3-062-25-0003
		C0001	25-3-062-25-0004
機械加工	普通旋盤	A 甲0001	25-3-006-25-0001
		A 甲0002	25-3-006-25-0002
		A 甲0003	25-3-006-25-0003
		A 甲0004	25-3-006-25-0004
		A 甲0007	25-3-006-25-0005
		A 甲0008	25-3-006-25-0006
		A 甲0009	25-3-006-25-0007
		A 甲0010	25-3-006-25-0008
		A 甲0011	25-3-006-25-0009
		A 甲0012	25-3-006-25-0010
		A 甲0013	25-3-006-25-0011
		A 甲0014	25-3-006-25-0012
		A 甲0015	25-3-006-25-0013
		A 甲0016	25-3-006-25-0014
		A 甲0017	25-3-006-25-0015
		A 甲0019	25-3-006-25-0016
A 甲0021	25-3-006-25-0017		
A 甲0023	25-3-006-25-0018		

	A 甲0024	25-3-006-25-0019
	A 甲0025	25-3-006-25-0020
	A 甲0026	25-3-006-25-0021
	B0001	25-3-006-25-0022
	B0002	25-3-006-25-0023
	B0003	25-3-006-25-0024
	B0004	25-3-006-25-0025
	B0005	25-3-006-25-0026
	B0006	25-3-006-25-0027
	C0001	25-3-006-25-0028
	C0002	25-3-006-25-0029
	C0003	25-3-006-25-0030
	C0004	25-3-006-25-0031
	C0006	25-3-006-25-0032
数値制御旋盤	A 甲0001	25-3-006-25-0033
	A 甲0002	25-3-006-25-0034
	A 甲0003	25-3-006-25-0035
	A 甲0004	25-3-006-25-0036
	A 甲0005	25-3-006-25-0037
	A 甲0006	25-3-006-25-0038
	A 甲0007	25-3-006-25-0039
	A 甲0008	25-3-006-25-0040
	C0001	25-3-006-25-0041
	C0002	25-3-006-25-0042
	C0003	25-3-006-25-0043
	C0005	25-3-006-25-0044
フライス盤	A 甲0001	25-3-006-25-0045
	A 甲0003	25-3-006-25-0046
	A 甲0005	25-3-006-25-0047
	A 甲0007	25-3-006-25-0048
	A 甲0008	25-3-006-25-0049
	A 甲0009	25-3-006-25-0050
	A 甲0010	25-3-006-25-0051
	A 甲0011	25-3-006-25-0052
	C0001	25-3-006-25-0053
	C0002	25-3-006-25-0054
	C0005	25-3-006-25-0055
	C0006	25-3-006-25-0056
	C0007	25-3-006-25-0057
	C0008	25-3-006-25-0058
	C0009	25-3-006-25-0059
	C0010	25-3-006-25-0060
	C0012	25-3-006-25-0061
	C0013	25-3-006-25-0062
平面研削盤	A 甲0001	25-3-006-25-0063
マシニングセンタ	A 甲0001	25-3-006-25-0064
	A 甲0002	25-3-006-25-0065
	A 甲0003	25-3-006-25-0066

		A 甲0004	25-3-006-25-0067
		C0002	25-3-006-25-0068
		C0003	25-3-006-25-0069
仕上げ	機械組立仕上げ	A 甲0001	25-3-012-25-0001
機械検査	機械検査	A 甲0001	25-3-013-25-0001
		A 甲0002	25-3-013-25-0002
		A 甲0003	25-3-013-25-0003
		A 甲0004	25-3-013-25-0004
		A 甲0005	25-3-013-25-0005
		A 甲0008	25-3-013-25-0006
		A 甲0009	25-3-013-25-0007
		A 甲0010	25-3-013-25-0008
		A 甲0011	25-3-013-25-0009
		A 甲0012	25-3-013-25-0010
		A 甲0013	25-3-013-25-0011
		A 甲0015	25-3-013-25-0012
		A 甲0016	25-3-013-25-0013
		A 甲0017	25-3-013-25-0014
		A 甲0018	25-3-013-25-0015
		A 甲0019	25-3-013-25-0016
		A 甲0020	25-3-013-25-0017
		A 甲0022	25-3-013-25-0018
		A 甲0023	25-3-013-25-0019
		A 甲0024	25-3-013-25-0020
		A 甲0025	25-3-013-25-0021
		A 甲0026	25-3-013-25-0022
		A 甲0027	25-3-013-25-0023
		A 甲0028	25-3-013-25-0024
		A 甲0029	25-3-013-25-0025
		A 甲0031	25-3-013-25-0026
		A 甲0032	25-3-013-25-0027
		B0001	25-3-013-25-0028
		B0005	25-3-013-25-0029
		C0001	25-3-013-25-0030
		C0003	25-3-013-25-0031
		C0004	25-3-013-25-0032
C0005	25-3-013-25-0033		
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲0002	25-3-015-25-0001
		A 甲0004	25-3-015-25-0002
		A 甲0005	25-3-015-25-0003
		A 甲0007	25-3-015-25-0004
		C0001	25-3-015-25-0005
フラワー装飾	フラワー装飾	A 甲0002	25-3-119-25-0001
		A 甲0003	25-3-119-25-0002
		A 甲0004	25-3-119-25-0003
		A 甲0005	25-3-119-25-0004
		A 甲0006	25-3-119-25-0005
		A 甲0007	25-3-119-25-0006

	A 甲0008	25-3-119-25-0007
	A 甲0009	25-3-119-25-0008
	A 甲0010	25-3-119-25-0009
	A 甲0011	25-3-119-25-0010
	A 甲0012	25-3-119-25-0011
	A 甲0013	25-3-119-25-0012
	A 甲0014	25-3-119-25-0013
	A 甲0015	25-3-119-25-0014
	A 甲0016	25-3-119-25-0015
	A 甲0017	25-3-119-25-0016

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米原市長 角田 航也から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ作成)
- 2 作業の地域 米原市内(都市計画区域内)
- 3 作業の期間 令和7年7月24日から令和8年3月19日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長浜市長 浅見 宣義から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 長浜市八幡東町
- 3 作業の期間 令和7年8月20日から令和7年9月30日まで

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量
  - (1) 滋賀県住民基本台帳ネットワークシステム機器(搬入設置作業およびシステム設定作業を含む。) 一式
  - (2) 滋賀県住民基本台帳ネットワークシステム機器に係る保守運用業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部市町振興課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3233
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月4日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 NTT西日本株式会社滋賀支店 支店長 若林宣公 大津市浜大津一丁目1番26号
- 5 落札金額 108,325,800円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年5月13日(火)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福

祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年8月29日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ケアサポート和み	彦根市西沼波 21エコールW o o d 3 F	株式会社コネクト	彦根市城町一丁目4-8	居宅介護 行動援護 同行援護 重度訪問介護	2510200815	令和7.8.31

### 教育委員会教育長訓令

#### 滋賀県教育委員会教育長訓令第3号

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の名前札の着用に関する規程（昭和52年滋賀県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

滋賀県教育委員会教育長 村井 泰彦

第1条中「氏名」の右に「または氏」を加え、「県民」を「、県民」に、「人間関係の改善、育成に役立てるため」を「円滑な意思疎通に資することを目的として」に改める。

別記様式中「氏名」の右に「または氏」を加える。

#### 付 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

#### 滋賀県教育委員会教育長訓令第4号

滋賀県立学校職員の名前札の着用に関する規程（平成12年滋賀県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

滋賀県教育委員会教育長 村井 泰彦

第1条中「氏名」の右に「または氏」を加え、「県民」を「、県民」に改める。

別記様式中「氏名」の右に「または氏」を加える。

#### 付 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

### 人事委員会訓令

#### 滋賀県人事委員会訓令第2号

滋賀県人事委員会事務局事務職員名前札の着用に関する規程（昭和52年滋賀県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀 康裕

第1条中「氏名」の右に「または氏」を加え、「県民」を「、県民」に、「人間関係の改善、育成に役立てるため」を「円滑な意思疎通に資することを目的として」に改める。

別記様式中「氏名」の右に「または氏」を加える。

#### 付 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

## 監査委員訓令

## 滋賀県監査委員訓令第2号

滋賀県監査委員事務局職員名前札の着用に関する規程(昭和52年滋賀県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

滋賀県代表監査委員 河瀬 隆 雄

第1条中「氏名」の右に「または氏」を加え、「県民」を「、県民」に、「人間関係の改善、育成に役立てるため」を「円滑な意思疎通に資することを目的として」に改める。

別記様式中「氏名」の右に「または氏」を加える。

## 付 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

## 議 会 訓 令

## 滋賀県議会訓令第2号

滋賀県議会事務局職員名前札の着用に関する規程(昭和52年滋賀県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

滋賀県議会議長 目 片 信 悟

第1条中「氏名」の右に「または氏」を加え、「県民」を「、県民」に、「人間関係の改善、育成に役立てるため」を「円滑な意思疎通に資することを目的として」に改める。

別記様式中「氏名」の右に「または氏」を加える。

## 付 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

## 企 業 庁 規 程

## 滋賀県企業庁規程第5号

滋賀県企業庁職員名前札の着用に関する規程(平成13年滋賀県企業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

滋賀県企業庁長 藤 原 久 美 子

第1条中「氏名」の右に「または氏」を加え、「県民」を「、県民」に、「人間関係の改善、育成に役立てるため」を「円滑な意思疎通に資することを目的として」に改める。

別記様式中「氏名」の右に「または氏」を加える。

## 付 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

## 病 院 事 業 庁 規 程

## 滋賀県病院事業庁規程第10号

滋賀県病院事業庁職員の名前札の着用に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第16号)の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第1条中「氏名」の右に「または氏」を加え、「県民」を「、県民」に、「人間関係の改善および育成に役立てるため」を「円滑な意思疎通に資することを目的として」に、「着用」を「着用」に改める。

別記様式中「氏名」の右に「または氏」を加える。

## 付 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

## 雑 報

## 一般競争入札の公告

令和7年度から令和12年度までにおける情報教育機器(サーバ機器等)賃貸借契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

滋賀県総合教育センター所長 太田 義人

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 情報教育機器(搬入、据付け、接続、調整、保守等を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 借入期間 令和8年2月1日(日)から令和13年1月31日(金)まで
- (4) 借入場所 滋賀県総合教育センター 野洲市北桜978-95

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中ではないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務、中分類:リース・レンタル、小分類:事務用機械器具賃貸、細分類:電子計算機・同関連機器賃借)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において、資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書(別紙様式3)
- (2) 提出期限 令和7年9月5日(金)17時
- (3) 提出場所 滋賀県総合教育センター 〒520-2321 野洲市北桜978-95 電話 077-588-2311

## 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総合教育センター事務室 〒520-2321 野洲市北桜978-95 電話 077-588-2311 電子メール ma30@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和7年8月29日(金)から令和7年9月5日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付するほか、電子メールによる交付も希望により行う。電子メールによる交付を希望する場合は、(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「令和7年度から令和12年度までにおける情報教育機器(サーバ機器等)賃貸借契約に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに交付先のメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。交付請求の電子メールを受信した後、交付先のメールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(6)の入札書受領期限までに入札すること

イ 持参による場合 (6)の入札書受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。なお、入札書や入札書の封書に記載する事項等は入札説明書によるものとする。

ウ 郵送による場合 (6)の入札書の受領期限までに滋賀県総合教育センター事務室に到着すること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)とし、入札書や入札書の封書に記載する事項等は入札説明書によるものとする。

(6) 入札書の受領期限 令和7年9月24日(水)10時

(7) 開札の日時および場所 令和7年9月24日(水)12時 滋賀県総合教育センター事務室

5 入札方法等

(1) 入札執行については、財務規則および滋賀県特定調達契約の手続き等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き金額)を入札書に記載するものとする。落札者は賃借料の総額(60月分)により決定する。

6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

(1) 財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行することができるものと滋賀県総合教育センターが認めたものであって、財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 上記5(2)の落札価格を60月で除した金額による毎月払いとする。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 長期継続契約 この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は5年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

13 その他必要事項

(1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以降速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または解除をすることができる。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer System for Shiga Prefectural Education Center, Iset

(2) Deadline for tender: 10:00, 24 September, 2025

(3) For further information, contact: Shiga Prefectural Education Center, 978-95 Kitazakura, Yasu-shi, Shiga 520-2321 Japan TEL 077-588-2311

正

誤

令和7年6月27日付け第626号滋賀県公安委員会規則第16号中

ページ	行	誤	正
4	24	の申請書	の申請書により

5	14	前項	前項の
14	1	および別記様式第6号	から別記様式第7号まで